

【イギリス】攻撃用武器を制限する法律の制定

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019 年 5 月、18 歳未満の者への腐食性物質の販売禁止、公共の場における当該物質の所持禁止、当該物質及び刃物の通信販売規制の強化、特定の攻撃用武器の所持禁止等により、暴力的な犯罪の抑制を目指す法律が制定された。

1 制定の背景

2019 年 5 月 16 日、「2019 年攻撃用武器〔制限〕法」¹（以下「2019 年法」）が制定された。その背景には、イングランド及びウェールズにおいて、刃物、腐食性物質及び銃器による重大な犯罪が近年増加していることが挙げられる。統計によれば、2017 年 7 月からの 1 年間に於いて、刃物等による犯罪が 39,332 件（前年度比 12%増）、銃器による犯罪が 6,362 件（前年度比 5%減）のほか、腐食性物質による攻撃（いわゆる酸攻撃）が 183 件から 504 件に増加している²。また、別の統計も、ロンドンにおける腐食性又は有毒性の液体による攻撃の件数が、2014 年に 166 件、2015 年に 261 件、2016 年に 454 件と増加していることを示している³。

2 2019 年法の概要

2019 年法は、全 8 部 71 か条附則 2 編から成り、第 1 部「腐食性製品及び物質」、第 2 部「刃物による犯罪を防止するための命令」、第 3 部「刃物の販売及び配送等」、第 4 部「特定の攻撃用武器の所持等」、第 5 部「攻撃用武器による脅迫」、第 6 部「銃器」、第 7 部「執行」、第 8 部「補足規定」、附則第 1「腐食性製品」及び附則第 2「第 54 条及び第 55 条⁴に關係する派生的な改正」に分かれている。

「攻撃用武器」について、2019 年法自体は定義を設けていないが、同法でも言及されている 1953 年犯罪防止法⁵（以下「1953 年法」）は、①人に危害を加える目的で作られた物、②当該目的に適した物、③所持者等により当該目的で使用するものが意図された物と定義している。①の例としては短剣、②の例としては、割れた先端で人の顔を刺すことができるように故意に壊した瓶が挙げられる⁶。③の例としては砂袋やかみそりがあり、人に危害を加える目的には必ずしも適していないが、当該目的に使用する意図をもって所持される物を指す⁷。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 10 月 9 日である。

¹ Offensive Weapons Act 2019 c.17. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/17/contents>>

² “Offensive Weapons Bill: Explanatory Notes,” 2018.11.29. United Kingdom Parliament website <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0149/18149en.pdf>>; “Crime in England and Wales: year ending June 2018,” 2018.10.18. Office for National Statistics website <<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/crimeinenglandandwales/yearendingjune2018>>

³ House of Commons Library, *Acid attacks*, 2017.12.17, p.3. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8041/CBP-8041.pdf>>

⁴ 第 54 条及び第 55 条は、第 6 部「銃器」の中の特定の銃器の禁止に関する条である。

⁵ Prevention of Crime Act 1953 c.14. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/1-2/14/contents>>

⁶ R v Simpson [1983] 3 All ER 791, CA

⁷ David Hay, *Words and phrases legally defined*, 5 ed., London: LexisNexis, 2018, p.2121.

3 2019 年法の要点

(1) 腐食性製品の販売・所持に対する制限（第 1 部）

2019 年法は、腐食性製品を 18 歳未満の者に販売すること、及び公共の場で腐食性物質を所持することを禁止している。腐食性製品とは、同法附則第 1 に列挙された物質（例えば、水酸化アンモニウム⁸、塩酸、硫酸）等をいう。また、通信販売により 18 歳未満の者が当該製品を購入することを防ぐために、販売者は、①購入者の年齢確認のための仕組みを設けること、②発送の際に、当該製品が入っており、18 歳以上の者に手交するよう明記すること、③当該製品が 18 歳以上の者に確実に手交されるよう、あらゆる合理的な措置及び相当な配慮を行うこと、④当該製品を「ロッカー（販売者と購入者との取決めに従い、購入者又はその代理人による回収を目的として、荷物が配送される施錠可能な箱）」に配送しないこととしている。

(2) 刃物による犯罪を防止するための命令（第 2 部）

裁判所は、刃物による犯罪を防止するための命令を制定することができる。

(3) 刃物の販売に対する制限（第 3 部）

18 歳未満の者に対する刃物の販売は、1988 年刑事司法法⁹（以下「1988 年法」）が既に禁止していた。2019 年法は、刃物の通信販売に対して、腐食性製品と同様に 18 歳未満の者が購入することを防ぐ措置を講じている。

(4) 特定の攻撃用武器の所持禁止（第 4 部）

1988 年法は、他者に販売、貸与又は贈与する目的で、同法の実施命令¹⁰で定められた攻撃用武器を所持することを禁止していた。2019 年法は、さらに、当該武器の私的な所持も禁止するとともに、「ゾンビ・ナイフ」等、所持が禁止される攻撃用武器の種類を追加している。なお、ゾンビ・ナイフとは、鋭利な鋸歯状の刃を持ち、刃又は柄に暴力のために使用することを連想させる画像や文字が付されたものと定義されている。また、主務大臣等は、今回の改正で所持が禁止される攻撃用武器の放棄を確実にするための措置（放棄に対する補償等）を行うこととしている。

(5) 攻撃用武器による脅迫の要件緩和（第 5 部）

1953 年法及び 1988 年法は、公共の場等での攻撃用武器等による脅迫を禁止しており、その際、「被害者に即時に重大な身体的危害が加えられるおそれがあるような方法で」加害者が武器で脅迫することを要件としていた。これに対して、2019 年法は、要件を緩和し、「合理的な者が即時に身体的危害が加えられるおそれがあると考えられる場合」に改めている。

また、新たに、私的な場での攻撃用武器等による脅迫を禁止している。この場合の要件は、被害者に即時に重大な身体的危害が加えられるおそれがあるような方法で脅迫することである。

(6) 禁止される銃器の追加（第 6 部）

2019 年法は、特定の銃器について主務大臣の許可なく所持、購入又は取得することを禁止した 1968 年銃器法¹¹の関連規定を改正し、速射可能なライフルや、ライフルの自動射撃を可能にする装置も禁止対象に加えている。

⁸ いわゆるアンモニア水。皮膚や眼に付着すると、重篤な薬傷又は損傷をもたらす。厚生労働省「安全データシート アンモニア水」 職場のあんぜんサイト <<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/1336-21-6.html>>

⁹ Criminal Justice Act 1988 c.33. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/33/contents>>

¹⁰ The Criminal Justice Act 1988 (Offensive Weapons) Order 1988 n.2019. <<http://www.legislation.gov.uk/uksi/1988/2019/contents/made>>

¹¹ Firearms Act 1968 c.27. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1968/27/contents>>